

市第40号議案

市営住宅及び共同施設の指定管理者の指定

次のように市営住宅及び共同施設の指定管理者を指定する。

平成21年9月10日提出

横浜市長 林 文子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
港北区内に存する市営住宅及び共同施設（コンフォール南日吉D棟）	東京都世田谷区用賀4丁目10番1号	株式会社東急コミュニティー 代表取締役社長 中村 元宣	コンフォール南日吉D棟の供用開始の日から平成26年3月31日まで

提 案 理 由

コンフォール南日吉D棟の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

参 考

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）